

○仙北市建設工事共同企業体運用要綱

平成25年9月2日告示第89号

改正

平成30年11月27日告示第159号

令和5年12月22日告示第151号

仙北市建設工事共同企業体運用要綱

仙北市建設工事共同企業体運用要綱（平成18年5月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、仙北市（以下、市という。）が発注する建設工事の競争入札に参加することができる特定建設工事共同企業体（以下、共同企業体という。）について、必要な事項を定める。

（共同企業体の原則）

第2条 市が発注する建設工事は、単体企業への発注を基本とするが、技術力の結集等により効果的な施工が確保できると認められる適正な範囲で、共同企業体を活用することができる。

（共同企業体の要件）

第3条 共同企業体は、次項に基づき必要と認められる場合の工事ごとに結成される共同企業体をいう。

2 共同企業体の活用は、次の各号による。

（1）対象工事は、技術的難度の高い建設工事（道路・橋梁・下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築・大規模設備等の建設工事）等で、発注者が必要と認める工事とする。

（2）構成員の数、組合せ及び資格等は、次による。

ア 構成員の数 2社とする。ただし、特に大規模であって、多数の工種にわたる等の理由により、技術力を結集する必要があると認められる建設工事については3社又は4社とすることができる。

イ 組合せ 本市の入札参加有資格者名簿に登録された最上位等級の格付に属する者のみの組合せとする。ただし、市長が十分な施工能力を有し、適正な共同施工が確保できると認めたときは、それ以外の格付に属する者を含めた組合せができるものとする。

ウ 資格 構成員は、対象工事について次の要件を満たす者とする。

(ア) 発注する工事に対応する工事種別について、本市の入札参加資格登録がなされていること。

(イ) 当該工事に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を有しての営業年数が5年以上あること。

(ウ) 当該工事を構成する一部の工種を含む工種について、法第2条第5項に規定する元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

(エ) 法第26条第1項に規定する主任技術者で国家資格を有する者又は同条第2項に規定する監理技術者を当該工事現場に専任で配置し得ること。

エ 結成方法 結成方法は、自主結成とする。ただし、市長が必要と認めるときは、予備指名の方法によることができる。

(3) 構成員の最小限出資比率は、原則として次のとおりとし、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

ア 2社の場合 100分の40以上

イ 3社の場合 100分の20以上

ウ 4社の場合 100分の15以上

(4) 代表者は、円滑な共同施工を確保するため施工能力の大きい者とし、その出資比率は、構成員中最大とする。

(入札参加資格申請)

第4条 共同企業体を結成して競争入札に参加を希望する建設業者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書（様式第1号）、特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）のほか、入札公告等に定める書類を添付して、資格審査を申請しなければならない。

(資格審査)

第5条 前条に規定する入札参加資格申請書を提出した共同企業体については、法第27条の23第3項の規定に基づく経営事項審査の項目及び基準とし、経営規模及び経営状況に係わる審査を行う。

(共同企業体の指名の基準)

第6条 共同企業体の指名の基準は、仙北市競争入札等実施規程（平成17年仙北市告示第39号）に定める等級別発注標準表を適用する。

(入札書)

第7条 競争入札における共同企業体の入札書には、共同企業体の代表者が記名押印しなければならない。

(契約書)

第8条 工事請負契約書には、共同企業体の代表者及び構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。

(代表者の権能)

第9条 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(存続期間)

第10条 共同企業体の存続期間は、仙北市が契約を締結した共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結された時点をもって終了するものとする。

2 契約企業体の存続期間は、当該契約に係る対象工事が完成した日から起算して3か月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該工事につき瑕疵がある場合は、各構成員が連帯してその責任を負うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月2日から施行する。

附 則（平成30年11月27日告示第159号）

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日告示第151号）

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

仙 北 市 長 様

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、今後仙北市が発注する 工事に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

また、貴発注に係る当該工事について 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

記

《添付書類》

1. 手持工事調書
2. 保有技術者調書

### 3. 経営事項審査結果通知書

## 委 任 事 項

- 1 工事の施工に関し、当企業体を代表して仙北市と折衝する権限
- 2 工事の入札及び見積に関する一切の権限
- 3 工事請負代金及び前払い金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他工事の施工に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使用印



特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1） 仙北市発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う  
工事を含む。以下、「建設工事」という。）の請負

（2） 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 共同企業体の名称を、 特定建設工事共同企業体（以下「当  
企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体の事務所を 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か  
月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定に関らず、当  
該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び指名）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号

代表者

所在地

商号

代表者

所在地

商号

代表者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、仙北市と折衝する権限並びに入札書及び見積内訳明細書の提出、請負代金の請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事については、仙北市と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外の出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員を持って運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責務)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を追うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、当企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工のつど当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に関する措置)

第16条 構成員は、仙北市及び構成員全員の承認がなければ当企業体が建設工事を完成するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により、構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果損金を生じた場合は、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当を行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しえる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合または代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めがない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。



他社は、上記のとおり、特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所有するものとする。

年 月 日

所在地

商号

代表者

所在地

商号

代表者

所在地

商号

代表者

《手持工事調書》

商号又は名称 \_\_\_\_\_ 印

工事名	発注者名	元請 又は 下請 の区 別	工期		請負代金の額	配置技術者名	フリガナ	生年月日
			着工	完成予定				
					千円			
					千円			
					千円			
					千円			
					千円			
					千円			
					千円			
					千円			
					千円			
					千円			
					千円			
					千円			
					千円			

記載要領

1. この表には仙北市発注の工事に限らず公共、民間とも記載すること。
2. 請負金額 500 万円以上の工事について記載すること。
3. この表は、構成員ごとに作成すること。

